

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(調査書の提出時期)

第3条 要綱第8条第1項に規定する調査書の提出の始期は、原則として、補助対象見込者が一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を取得した後又は、既存施設の軽微変更の場合は、一般廃棄物処分業の変更承認書の交付を受けた後から行うものとし、期限は、補助対象とする工事等の請負契約等を締結する前までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象見込者が当該許可を取得すること又は変更承認書の交付を受けることが相当の蓋然性をもって認められる場合に限り、当該許可の取得又は変更承認書の交付前であっても、市長は調査書の提出を受け付けることができる。

(調査書に添える関係書類)

第4条 要綱第8条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金申請見込額計算書（様式第1号の2）
- (2) 補助対象経費に係る見積書等、経費の積算根拠が分かる資料
- (3) 補助対象経費を支出して取得する予定の建物の図面一式
- (4) 補助対象経費を支出して取得する予定の機械装置の概要を説明する資料（カタログ等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(許可取得報告書に添える関係書類)

第5条 要綱第9条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請希望調査書受理証明書（様式第2号）の写し
- (2) 施設等の設置又は変更許可に係る補助申請においては一般廃棄物処理施設の設置の許可証の写し
- (3) 施設等の軽微変更に係る補助申請においては、一般廃棄物処分業の変更承認書の写し
- (4) 一般廃棄物処分業の許可証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(申請書に添える関係書類)

第6条 要綱第10条第2項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業概要及び事業計画書（様式第5号の2）
- (2) 補助金申請額計算書（様式第5号の3）
- (3) 施設整備費全体収支表（様式第5号の4）
- (4) 補助対象経費に係る見積書等、経費の積算根拠が分かる資料

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領

- (5) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類（契約書、領収書等）の写し
- (6) 補助対象経費を支出して取得した建物の図面一式
- (7) 補助対象経費を支出して取得した建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（提出日前の3か月以内に取得したもの）
- (8) 補助対象経費を支出して取得した機械装置の概要を説明する資料（カタログ等）
- (9) 補助対象経費を支出して取得した建物及び機械装置の設置状況が確認できる写真
- (10) 事業開始後10年間の収支計画及び資金計画が分かる資料
- (11) 申請者が法人の場合にあっては、決算書（貸借対照表、損益計算書）（直近3期分）
- (12) 申請者が個人の場合にあっては、青色申告書の写し（直近3年分）
- (13) 要綱第16条第1項に該当する場合にあっては、申請前担保供与報告書（様式第8号）及び第7条各号に定める書類
- (14) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄付行為
- (15) 申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（提出日前の3か月以内に取得したもの）
- (16) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（本籍地記載のものに限る。）（提出日前の3か月以内に取得したもの）
- (17) 役員名簿（様式第5号の5）
- (18) 同意書（様式第5号の6）
- (19) その他市長が必要と認める書類

（申請前担保供与報告書に添える関係書類）

第7条 要綱第16条第2項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 担保物件一覧表（様式第8号の2）
- (2) 資金借入の確認ができる書類の写し
- (3) 償還計画が確認できる書類の写し
- (4) 担保権が設定された不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）（提出日前の3か月以内に取得したもの）（前条第7号と重複するものは、写しで可）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（資金借入報告書に添える関係書類）

第8条 要綱第17条第2項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 担保物件一覧表（様式第8号の2）
- (2) 資金借入の確認ができる書類の写し
- (3) 償還計画が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（事業経過報告書に添える関係書類）

第9条 要綱第20条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 循環資源の受入実績報告書（様式第10号の2）
- (2) 再生品の生産及び販売実績報告書（様式第10号の3）
- (3) 補助受給者が法人の場合にあっては、決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (4) 補助受給者が個人の場合にあっては、青色申告書の写し

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領

- (5) 補助財産を担保に供している場合にあつては、担保物件一覧表（様式第8号の2）
 (6) その他市長が必要と認める書類

(様式)

第10条 要綱及びこの要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

関係条項	名 称	別記様式
要綱第8条第1項	補助金交付申請希望調査書	様式第1号
第4条第1号	補助金申請見込額計算書	様式第1号の2
要綱第8条第2項	補助金交付申請希望調査書受理証明書	様式第2号
要綱第9条第1項	許可取得報告書	様式第3号の1
要綱第9条第1項	検査合格証受領報告書	様式第3号の2
要綱第9条第2項	補助金交付申請期間指定書	様式第4号
要綱第9条第2項	予算不成立通知書	様式第4号の2
要綱第10条第2項	補助金交付申請書（兼実績報告書）	様式第5号
第6条第1号	企業概要及び事業計画書（様式第5号の2）	様式第5号の2
第6条第2号	補助金申請額計算書	様式第5号の3
第6条第3号	施設整備費全体収支表	様式第5号の4
第6条第17号	役員名簿	様式第5号の5
第6条第18号	同意書	様式第5号の6
要綱第11条第3項	補助金交付決定通知書（兼確定通知書）	様式第6号
要綱第11条第3項	補助金不交付決定通知書	様式第6号の2
要綱第15条第3項	財産処分承認申請書	様式第7号
要綱第15条第5項	財産処分完了報告書	様式第7号の2
要綱第16条第2項	申請前担保供与報告書	様式第8号
第7条第1号、第8条第1号及び第9条第5号	担保物件一覧表	様式第8号の2
要綱第17条第1項	資金借入承認申請書	様式第9号
要綱第17条第2項	資金借入報告書	様式第9号の2
要綱第20条第1項	事業経過報告書	様式第10号
第9条第1号	循環資源の受入実績報告書	様式第10号の2
第9条第2号	再生品の生産及び販売実績報告書	様式第10号の3

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年12月19日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、要綱の廃止とともに、その効力を失う。ただし、要綱の廃止日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要領は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成28年2月4日から施行する。

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。